

学校法人 新宿学園

理事会 御中

評議員会 御中

## 監査報告書

令和8年4月30日

監事 熱田 稔 敬 

監事 白土 英成 

私たち学校法人新宿学園の監事は、私立学校法第52条及び学校法人新宿学園寄附行為第28条第1項1号・2号・3号・4号の各規定に基づき、学校法人新宿学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人新宿学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めます。